



# 区議会のしくみは どうなってるの？



## 区議会議員は 区民の代弁者です

### 【議会を構成する議員】

議会は区民の直接選挙によって選ばれた議員で構成されています。議会は区民を代表する機関であり、区民の意思を区政に反映させる重要な役割を担っています。

### 【任期及び定数】

現在の北区議会議員の任期は、平成23年5月1日から平成27年4月30日までの4年間で、議員の定数は、条例により44人となっています。

## 議長は議会の 代表・進行役です

### 【議長・副議長の選出方法】

議会は、議員の中から選挙で議長と副議長を選びます。任期はいずれも議員の任期ですが、議会の許可を得て辞職することができます。

### 【議長の仕事】

議長は、区議会のリーダーとして会議の運営や秩序の維持に努め、議会に関する事務処理を指揮し、対外的に議会を代表します。  
副議長は、議長が欠けたときや病気が出張などで不在の場合、代わりに議長の職務を行います。

## 議会には本会議と 委員会があります

### 【本会議と委員会】

議会の最終的な意思決定(議決)は、本会議で行われますが、この本会議の予備審査機関として委員会が設けられています。

このような委員会制度をとるのは、本会議ですべての問題を議論するよりも、部門(所管)ごとに分かれて専門的に審査を行った方が能率的で、より深い議論ができるからです。

### 【委員長・副委員長の選出方法】

委員会において委員長と副委員長を委員から互選します。任期はいずれも委員の任期によります。

### 【委員長の仕事】

委員長は、委員会を招集することにも、委員会の議事の進行や整理を行います。

委員長が不在の場合には、副委員長が代わりに委員長の職務を行います。

## 定例会は年4回 開かれます

### 【定例会と臨時会】

北区議会には、年4回(2月、6月、9月、11月)開かれる「定例会」と必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

### 【議会の招集】

区議会の定例会、臨時会は区長が招集しますが、議長から招集請求があったとき、又は議員定数の4分の1以上(北区議会においては11人以上)の議員から招集請求があったときは、区長は臨時会を招集しなければなりません。

### 【会期】

議会が活動する期間を「会期」といいます。会期の長さは、会期のはじめに議会の議決で決められます。原則として、会期中に本会議や委員会活動などを行います。

### 【議会の開会】

議会は、「開会」によって活動が始まります。開会は議長が宣告します。また、その日ごとの会議の開閉も、議長の宣告により行われます。

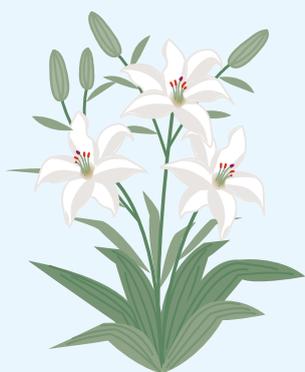
開会のためには、招集に応じて議員定数の半数以上の議員(北区議会においては22人以上)が出席していることが必要です。

## 議会事務の窓口が 区議会事務局です

### 【区議会事務局】

区議会は、区民の声にお応えするために十分な活動ができるよう事務局を置いています。

職員は議長が任命し、本会議・委員会運営の準備や、請願・陳情の受付など、区民の窓口になっています。また、会議録や「くぎかいだより」の発行なども行っています。



## 区民が議会に参加するには



## 区民の要望は請願や陳情として提出できます

### 【請願・陳情の提出方法】

請願・陳情は、議会に対して文書で施策の実現を要望する制度です。請願・陳情ともに形式は同じですが、**請願書には必ず紹介議員の署名が必要**です。

請願・陳情の提出先(あて名)は区議会議員とし、区議会事務局へ提出します。受付は常時行っています。そのため、事務の手続き上、**会期の初日の4日前**(区役所が休みの日を除く)までに提出する必要があります。

〇〇に関する請願(陳情)書

要旨

理由

※紹介議員(署名または記名押印)  
請願(陳情)者(代表者)

氏名

住所

電話番号

年月日

東京都北区議会議員 殿

※陳情の場合は紹介議員は必要ありません。

### こんな日程の場合



### 【請願・陳情の審査方法】

請願・陳情は慎重に審査し、その内容に議会として賛成できるものは「採択」、賛成できないものは「不採択」とします。なお、引き続き審査すべきと判断した場合には、「継続審査」とします。

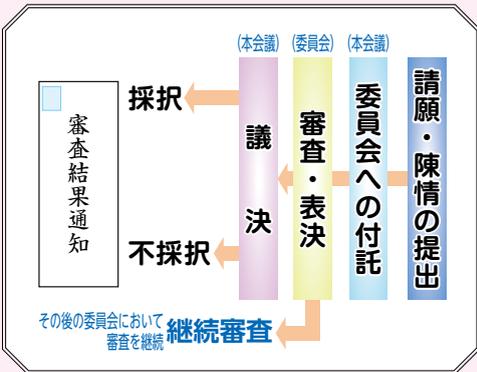
採択された請願・陳情のうち区で取り組むべきものは、議長から区長や教育委員会をはじめとする行政委員会などの執行機関へ送付します。執行機関は、その後の取り組み状況について議会へ報告することになっています。

また、請願・陳情の提出者には、その審査結果を通知しています。なお、請願・陳情の提出者の住所や氏名などは、公表されません。

## 区議会を傍聴しよう

### 【会議の公開】

区議会では区民に身近な問題を審議しています。区民が区議会における審議状況を知ることができるように、本会議や委員会を**原則公開**していますので、これらの会議を「傍聴」することができます。



### 【傍聴の方法】

本会議は、区役所第一庁舎4階の区議会事務局で傍聴券の交付を受けてから、6階の傍聴席で傍聴できます。委員会は、区役所第一庁舎4階の委員会室で傍聴簿に記入の上、傍聴できます。

傍聴の定員は、本会議場が70人、第一委員会室が20人、第二委員会室が30人です。いずれも先着順となります。

## 区議会の活動について 知りたい方は

### 【区議会の広報】

区議会では、定例会の日程をお知らせする「**区議会開催のお知らせ**」を区の掲示板や地域振興室などに掲示しています。

区議会の活動状況をお知らせする「**くぎかいだより**」及び本会議の内容や経過を記録した「**会議録**」や年間の活動状況をまとめた「**区議会年報**」を発行しています。「くぎかいだより」は、目の不自由な方のための点字版とテープ版(声のくぎかいだより)を発行していますので、区議会事務局までお申し出ください。会議録は中央、赤羽、滝野川図書館で、年報は最寄りの図書館で、議案、委員会の記録や委員会資料等は区議会事務局で閲覧できます。

区議会の活動は、ホームページでもお知らせしています。会議録検索システムにより会議録を閲覧できます。定例会の一般質問及び臨時会の録画映像を配信しています。また、委員会等の審査・報告案件(最新情報)を会議開会前に閲覧できます。北区のホームページ

「北区議会」からご覧いただけます。  
(http://www.city.kitaky.jp/)の「北区議会」からご覧いただけます。  
◎定例会本会議の代表質問の様子を北ケーブルTV(11北チャンネル)で録画放映しています。放送日時は、ホームページなどでお知らせいたします。

# 区議会や議員の仕事はどんな仕事?



意思を決めることを「議決」といいます。

議決には、予算や条例など区の団体意思を決めるものと、意見書・決議など区議会の機関意思を決めるものがあります。

条例の制定や改正、予算や決算、区が結ぶ一定額以上の契約や財産の取得など、区の仕事で重要なことから、区議会で議決します。

## 区議会と区長

区議会は、区民生活に関わる重要な事項を決めています。一方、区長は、区議会で決められたことに基づき、実際の区の仕事を進めています。

議員も区長も、ともに区民の直接選挙により選ばれ、それぞれ独立した権限を持っています。そして相互に協力してよりよい豊かな区政を行うよう努力しています。

## 区政のチェック機能

区政が正しく運営されているかどうかを調査したり、事務の内容を検査することも議会の大切な仕事のひとつです。監査委員に監査を求め、実情を調べてもらうこともあります。本会議で「一般質問」を行ったり、また委員会で報告を受けて質問や提案をして、区政をチェックしています。

## 任命・選任の同意、選挙

区長が、区の重要な役職(副区長、監査委員、教育委員)に就く人を決める際に、議会として同意するかどうかを決めます。また、区民の中から区の選挙管理委員を議会の選挙で選びます。

## 議案は公平に、慎重に審議されます

本会議や委員会においては、議事を円滑に進めるための重要なルールがあります。

## 議会の意思は本会議の議決で確定します

【議案の審議の流れ】  
本会議で審議し、議決する原案を「議案」といいます。

本会議は、議員全員が集まる最も重要な会議です。本会議では、提出者より議案の説明を受け、質疑のあと、それぞれの議案を委員会に付託します。

各委員会に付託した議案の審査報告をまとめて本会議では賛成や反対の討論が行われ、議決されます。

【委員会】  
委員会では、委員は議題について自由に質疑し、意見を述べることが出来ます。必要に応じて、区長やその他の区の職員の出席を議長を通じて求めることができます。また、委員会から議案を提出することもできます。

委員会が必要と認めるときは、公聴会を開いたり、参考人を呼ぶこともできます。

審査が終了した時は、委員長は審査報告書を作成して議長に提出します。

## 議会で重要な議案を議決します

【議決】  
議会が区長や議員から提出された議案などを審議して、それに対する



# 区民と区政 北区

同じ問題については再度議決することはできません。

【会期継続の原則】  
議決できなかった議案は、その会期が終われば消滅します。

【発言自由の原則】  
議員であれば誰でも本会議で発言する権利を持っています。

## 議会は審議能力の向上に努めています

【議員の派遣】  
議会は、審査の参考にするため、必要に応じて議員を視察に派遣することができます。

## 委員会の調査活動

委員会は審査や調査に必要があるときは、委員を視察に派遣することができます。また、国や都の職員や専門家を招いて、説明会や勉強会を開くこともできます。

## 住民の意見の把握

議員は区民の代表として、区民の意見を聞いたり、相談に応じたりして、区に対する要望を把握することに努めています。

また、区民が議会に提出する請願の紹介議員となることもあります。

## 議員の調査研究活動

議員は、区役所の仕事を把握し、問題点や課題を見つけて、新しい施策を提案しています。そのため、直接調査を行い、担当者から話を聞くこともあります。会派でも区政に関する勉強会や調査活動を行ってレベルアップを図っています。

なお、これらの調査研究活動の経費は、政務調査費として区長から会派に交付されています。

## 議員は、条例・意見書などを議会に提案できます

### 【条例の提案】

区の仕事は法律、条例、規則などに基いて行われています。区の条例は一般に区長が議会に提案しますが、議員も提案することができます。提案には、議員定数の12分の1以上(北区議会においては4人以上)の議員の賛成が必要です。

また、委員会からも提案することができます。

### 【意見書の提案】

区議会は公益に関することについて、国、都などの関係行政機関及び国会に意見書を提出することができます。議員及び委員会は、意見書を議会に提案することができます。

## 発言・賛否の意思表明は議員の最も大切な権利です

### 【会議への出席権・発言権・質問権・賛否の意思表明権】

会議に出席して発言・質問したり、議題に対する賛否の意思を表明することは、議員として、最も基本的な重要な権利です。

議員は、本会議の一般質問などによって区の仕事全般について区長などに報告や説明を求めることができます。

### 【議会の招集請求権】

区議会を招集する権限は区長にあります。区長から又は議員定数の4分の1以上(北区議会においては11人以上)の議員から会議で取り上げるべき事件を示して、また、区長などの執行機関の報告を求めて臨時会を開くように請求があった場合は、区長は招集しなければなりません。

## 政治倫理条例とは



議員が区民の厳粛な信頼を受けた立場にあることを認識し、区民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、もって清浄で民主的な区政の発展に寄与することを目的に制定し、平成11年5月1日より施行しました。

さらに、区民と議員に審査請求権を付与することや区民参加による政治倫理審査会での審査を定めています。政治倫理条例の全文及び審査会の概要はホームページでも公開しています。なお、現在の政治倫理審査会の委員の任期は平成23年10月27日までとなっています。

**新しい議会の構成**

議長 小池たくみ  
副議長 大島 実

議会選出監査委員  
土屋さとし  
花見 隆

**常任委員会** ◎委員長 ○副委員長

企画総務委員会 (定数9人)	区民生活委員会 (定数9人)	健康福祉委員会 (定数9人)	文教委員会 (定数8人)	建設委員会 (定数9人)					
◎上川 晃 赤羽台4-17-18-808 3907-0505(公)	○椿くにじ 上十条2-20-6 6903-8122(自)	◎八巻直人 滝野川2-34-4-201 3917-9827(共)	○やまだ加奈子 西ヶ原3-57-9 5394-1418(自)	◎青木博子 志茂4-25-3 3901-7645(公)	○野々山研 岩淵町22-31-401 3901-0851(共)	◎戸枝大幸 田端4-21-14 3824-1717(自)	○近藤光則 赤羽南2-11-18-B1 6454-3980(公)	◎山中邦彦 赤羽2-49-11 3901-9376(民)	○本田正則 田端3-4-12-305 3824-3956(共)
稲垣 浩 浮間2-10-7 5392-1242(公)	大畑 修 中十条3-8-9 3908-8669(民)	小田切和信 中十条3-20-19 3906-5673(公)	小野田紀美 田端新町3-35-4-401 050-7561-5521(自)	赤江なつ 豊島4-16-34-811 3914-3407(民)	大沢たかし 赤羽西1-5-1-907 3909-1014(自)	池田博一 赤羽北1-3-1 3907-0669(自)	石川小枝 赤羽西1-41-5 3900-0577(み)	いぬい宗和 王子3-13-2-1001 6903-0256(み)	宇都宮章 神谷3-10-8-401 3901-7036(共)
竹田 博 豊島1-32-2-201 3912-4860(自)	永井朋子 浮間3-1-54-302 080-4429-6338(共)	土屋さとし 田端3-3-14 3827-7605(公)	花見 隆 志茂3-21-9 3598-1040(民)	小池たくみ 浮間3-1-4-504 5392-4892(自)	さがらとしこ 赤羽北3-23-17 3905-0970(共)	名取ひであき 栄町18-5 3919-1271(自)	古田しのぶ 東十条3-3-1-1106 3927-7562(公)	榎本はじめ 滝野川2-6-11-101 3940-9373(自)	大島 実 堀船2-31-2-903 3914-9342(公)
新部ゆうすけ 浮間4-19-2-201 6454-5419(み)	八百川孝 東十条5-1-9-101 090-6798-2153(共)	福島宏紀 豊島5-4-1-618 090-1206-6925(共)	福田光一 王子3-9-12 3927-4025(社)	佐藤ありつね 滝野川1-68-7-1101 3940-8177(民)	永沼かつゆき 志茂2-48-4 3901-7571(自)	安田勝彦 神谷3-30-10 3902-1812(民)	山崎たい子 豊島7-19-10 3927-7832(共)	坂口勝也 豊島5-5-5-1424 3912-0441(公)	平方ゆきえ 志茂3-13-5-302 5939-3618(民)
山崎 満 赤羽西4-19-8 3909-3846(自)		渡辺かつひろ 中十条1-21-2 3906-3601(自)		宮島 修 滝野川4-30-5 3907-0399(公)				前田ゆきお 滝野川5-19-1 3916-7995(自)	

(会派名の略称) 自=自由民主党議員団 公=公明党議員団 共=日本共産党北区議員団 民=民主あすか区民クラブ み=みんなの党議員団  
社=新社会党議員団

**議会運営委員会 (定数)**

◎池田博一 ○宮島 修  
稲垣 浩 大畑 修  
上川 晃 竹田 博  
椿くにじ 戸枝大幸  
野々山研 八巻直人  
山崎たい子 山崎 満  
山中邦彦

**特別委員会**

<b>地域開発特別委員会 (定数)</b>	<b>防災対策特別委員会 (定数)</b>	<b>交通環境対策特別委員会 (定数)</b>
◎八百川孝 ○渡辺かつひろ 大畑 修 小田切和信 上川 晃 近藤光則 野々山研 平方ゆきえ 山崎 満 やまだ加奈子	いぬい宗和 ◎榎本はじめ ○さがらとしこ 赤江なつ 池田博一 大島 実 坂口勝也 椿くにじ 永井朋子 花見 隆 前田ゆきお 山中邦彦	青木博子 大沢たかし 土屋さとし 新部ゆうすけ 山崎たい子
◎佐藤ありつね ○稲垣 浩 宇都宮章 小池たくみ 戸枝大幸 名取ひであき 福田光一 古田しのぶ 安田勝彦 八巻直人	石川小枝 竹田 博 福島宏紀 宮島 修	

**会派一覧と役職**

<b>自由民主党議員団</b> ■山崎 満 □小野田紀美 □渡辺かつひろ ☆戸枝大幸 △竹田 博 △椿くにじ ◇前田ゆきお 池田博一 榎本はじめ 大沢たかし 小池たくみ 永沼かつゆき 名取ひであき やまだ加奈子	<b>公明党議員団</b> ■上川 晃 ◇近藤光則 □宮島 修 ☆稲垣 浩 △小田切和信 △坂口勝也 △古田しのぶ 青木博子 大島 実 土屋さとし	<b>日本共産党北区議員団</b> ■八巻直人 □本田正則 ☆山崎たい子 △野々山研 ◇永井朋子 宇都宮章 さがらとしこ 福島宏紀 八百川孝	<b>民主あすか区民クラブ</b> ■大畑 修 □安田勝彦 ☆山中邦彦 ◇佐藤ありつね 赤江なつ 花見 隆 平方ゆきえ	<b>みんなの党議員団</b> ■新部ゆうすけ △石川小枝 ☆いぬい宗和
--	--	---	---	--

■幹事長 □副幹事長  
☆政務調査会長 △政務調査副会長 ◇区議会だより編集委員会委員